

令和8年吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書交渉議事要録

1 日時 令和8年(2026年)2月4日(水)午後7時~7時30分

2 場所 中央図書館4階集会室

3 出席者

職員団体:上継執行委員長、今田副執行委員長、寺坂書記長、真木執行委員(関連関係)、
伊藤執行委員(関連関係)、松本執行員(関連関係)他 計13名

当局:大平中央図書館長、桑名中央図書館参事、谷川江坂図書館長、澤井さんくす図書館長、
迫田千里山・佐井寺図書館長、高砂千里丘図書館長、長尾健都ライブラリー館長、
佐野山田駅前図書館長 計8名

4 内容

令和8年(2026年)吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書のうち、重点項目1、
2、3、4、5、6の内該当の項目について交渉。

重点項目1 図書館会計年度任用職員の雇用を守り、改善すること。

(1)アウトソーシングによる一方的な事業縮小・廃止を行わず、そこで働く労働者の雇用・賃金を確保すること。

○職員団体:「雇い止め」を恐れている。継続して働き続けられるか不安に思っている。人員の削減は無いと考えてよいか。

○当局:現時点で事業縮小の計画はない。レファレンス業務等の根幹業務は市職員の司書が行うものと位置付けている。制度上、1年単位での雇用手続になる点は御了承いただきたい。

○職員団体:吹田市の図書館で働き続けたいという思いを汲み取ってほしい。

重点項目2 安心して働き続けられる職場環境・体制を整えること。

(1)心身ともに健康で働き続けるために必要な休暇を取得できるよう、職場の人員体制を整えること。

(3)シックハウス(化学物質過敏症)罹災者については労災保険に代わる補償をすること。

(5)罹災者が働きやすい環境の整備を継続して行うこと。

(6)新たな罹災者が出ないように、予防措置に努めること。

○職員団体:2002年に起きたシックハウス症候群の罹災から24年が経過した。窓口等委託事業者や指定管理者のスタッフの入れ替わりが多く、シックハウス症候群への理解がない場合もあるので、今後も継続的に強い香りを控えてもらう等伝え続ける必要がある

る。新たな罹災者を出さないためにも風化させないようにしてほしい。また、体調不良で誰かが休むと2人体制で厳しくなる。安心して休める職場環境を願う。

○当局：シックハウスに関しては同じ思い。引き続き安心して働ける環境整備に努める。

○職員団体：(1)について、人員にゆとりを持たせてほしい。今の人員体制についての考えを聞かせてほしい。

○当局：健康に留意しながら働き続けられるよう、有休を取得しやすい職場環境を整備していきたい。急な休みが生じた場合は全体でフォローしていく。定数上必要な人員は現在の人数。予備定数は毎年要求している。

重点項目3 報酬、手当に関する制度を早急に改善すること。

(1) 初任給及び基本賃金を大幅に引き上げ、生活できる賃金として改善すること。

(2) 職務の専門性に見合った格付けを行い、正規職員との格差をなくすこと。総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」通知の改正に照らし合わせ、労使合意なしに一方的に報酬上限を条例化され、引き下げられた報酬は元に戻すこと。

(3) 一時金については、今後とも正規職員との格差がないよう支給すること。

(4) 経験年数加算は毎年、退職するまでつけること。また加算においては、勤務年数による上限を設けないこと。

(6) 正規職員の諸手当については、それに相当する報酬を会計年度任用職員にも支給すること。

○職員団体：物価高騰などの厳しい社会情勢で「物価高騰に見合った報酬が欲しい」や「日々の生活に余裕が無い」など、組合員アンケートからは苦しい生活実態が伺える。経験年数加算の上限の撤廃も強く求める。また、総務省が令和7年8月に発出した「会計年度任用職員制度に係る事務処理マニュアル」に報酬に必ずしも上限を設ける必要はないと考えるとの記載があるがどう考えるか。

○当局：物価高騰の厳しさは私たちも痛感している。図書館だけで決められることではないので関係部局に伝えていく。

重点項目4 図書館の将来計画や運営方針に関わる事項は正規職員と同様に説明すること。

○職員団体：特に雇用に関することは、真っ先に知らせてほしい。

○当局：正規職員と分け隔てなく業務レベルで伝えていく。

重点項目5 安全かつ安心に出産、育児ができるよう、母性保護に関して正規職員との格差をなくすこと。

- (1) 育児休業制度における正規職員との格差をなくすこと。特に部分休業の対象を、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部改正に基づき、就学前まで拡大すること。
- (2) 小学校4年生までの子どもの保育所・学童保育施設等に送迎する時間を保障すること。
- (3) 通勤緩和休暇を正規職員と同様に1時間15分以内とすること。

○職員団体：10月から会計年度任用職員にも部分休業の拡大が適用されるようになって助かっている。(3)に関しても、正規職員と同様に、1時間15分の取得を希望する。子育て中でも働き続けやすい職場環境を求める。

○当局：図書館だけで決められることではないので、職場の声を引き続き関係部局へ伝えていく。

重点項目6 正規職員と同等の休暇制度を確立すること。

- (1) 病気休暇制度については正規職員との格差をなくすこと。また、休暇中は勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。
- (2) 有給休暇及び特別休暇(介護・その他特別休暇)の制度については正規職員との格差をなくすこと。

○職員団体：現在の病気休暇14日では足りない。

○当局：引き続き関係部局に働きかけていく。